

主な内容

(1) 追加接種（3回目接種）について：分科会での議論を経て、以下の対応方針を進めることとする。

論点	対応方針
● 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナワクチンのすべての対象者において感染予防効果が経時的に低下すること、また、高齢者においては重症化予防効果についても経時的に低下する可能性を示唆する報告があること等を踏まえ、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、1回目・2回目の接種が完了していない者への接種機会の提供を継続するとともに、2回目接種完了者すべてに対して追加接種の機会を提供する。 ● ただし、18歳以上の者に対する追加接種としてファイザー社ワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、まずは18歳以上の者を予防接種法上の特例臨時接種に位置づける。 ● 重症化リスクの高い者、重症化リスクの高い者と接触の多い者、職業上の理由等によりウイルス曝露リスクの高い者については、特に追加接種を推奨する。
● 使用するワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ● 追加接種に使用するワクチンについては、諸外国の取組や有効性・安全性に係る科学的知見を踏まえ、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン（ファイザー社ワクチン又モデルナ社ワクチン）を用いることが適当。 ※ mRNAワクチン以外のワクチンを用いることについては、科学的知見を踏まえ引き続き検討。 ● ただし、当面は、薬事承認されているファイザー社ワクチンを使用することとし、追加接種にモデルナ社ワクチンを使用することに関しては、薬事審査の結果を待って改めて議論する。 ※ モデルナ社ワクチンについても、11月10日に追加接種に係る薬事申請がなされている。
● 2回目接種完了からの接種間隔	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外の状況やワクチンの効果の持続期間の知見を踏まえて、2回目接種完了から原則8ヶ月以上とする。

(2) 小児（5-11歳）の新型コロナワクチンの接種について

：小児の感染状況、諸外国の対応状況及び小児に対するワクチンの有効性・安全性を整理した上で、議論する。

(3) 特例臨時接種の期間について：**現行の期間（令和4年2月28日まで）を延長し、令和4年9月30日まで**とする。

今後の日程

- 11 / 15 (月) ワクチン分科会 →同日後に速やかに関係省令及び大臣指示を改正・公布
- 11 / 17 (水) 自治体説明会
- 12 / 1 (水) 追加接種開始（改正後の省令・大臣指示を同日から施行）

新型コロナワクチンの2回目接種完了から追加接種までの接種間隔について

2回目接種完了からの接種間隔は、**原則8か月以上**とする。

(11月16日後藤厚生労働大臣 閣議後会見)

- 接種間隔については、**2回目の接種完了から原則8か月以上**といたします。なお、地域の感染状況、クラスターの発生状況、ワクチンの残余の状況を踏まえて、6か月後から接種した場合であっても予防接種法に基づく接種として扱うこととはいたしますが、これは決して**接種間隔を前倒ししたものではない**ので、**8か月を原則としてワクチンの接種をしていただくという方針に変わりはありません**。
- ワクチンについては…12月および来年1月の追加接種に使用するワクチンを、**2回目接種完了から8か月经過したものの人数を基にお配り**をしております。順次同様の考え方で配分を行ってまいります。
- 地域の感染状況とか、クラスターが発生しているとか、そういう非常に特殊な状況の場合には、**市町村にこちらとも相談をしていただいたところで、例えば6か月接種した場合であっても、例えば被害者救済規定だとか、臨時接種の公費100%保障だとか、そうした意味での予防接種法に基づく接種としての取扱いを**変えることはないということを申し上げているのであって、これは決して接種間隔を自由に地域の判断に応じて8か月を6か月に前倒しするということをお認めるものではないということでもあります。
- **自治体に対しては、追加接種に当たって、誤解が生じないように丁寧に説明**を行ってまいりたい。

新型コロナワクチンの2回目接種完了から追加接種までの接種間隔について（続き）

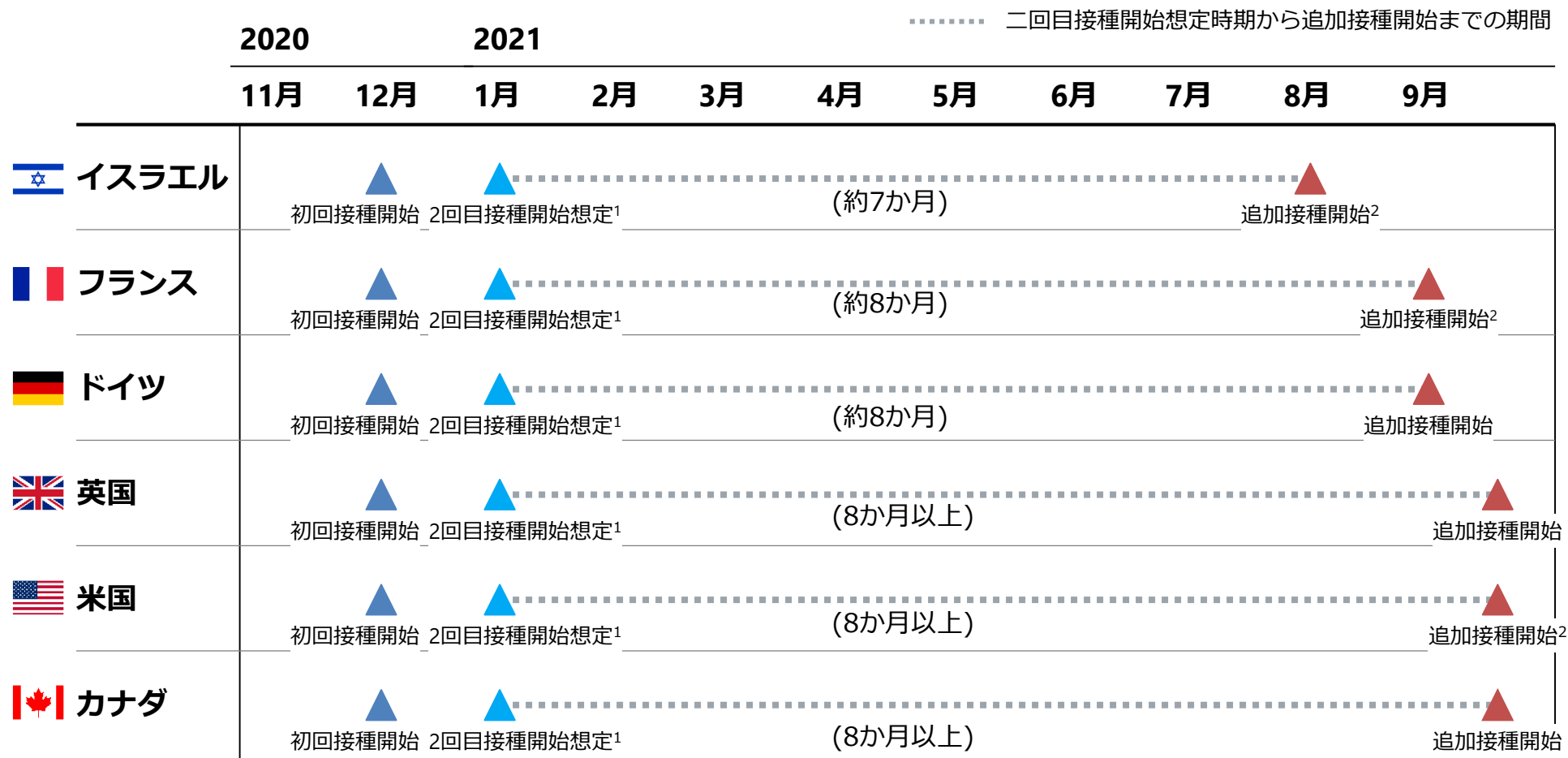
（11月16日堀内ワクチン担当大臣 閣議後会見）

（1）厚生労働省の審議会における議論

- 昨日（11月15日）、厚生労働省の審議会において、追加接種については、以下について決定。
 - ① 接種対象者は、2回接種を完了した全ての方とすることが適当であり、まずは18歳以上を対象とすること
 - ② 使用するワクチンについては、1・2回目接種の種類に関わらずファイザー社又は武田／モデルナ社ワクチンを用いることが適当であること
 - ③ 当面は、11月11日に薬事承認されたファイザー社のワクチンを使用すること
 - ④ 接種間隔は、2回接種完了から原則8か月以上とすること
 - 「8か月」は、海外の状況やワクチンの効果の持続期間を踏まえたもの。
 - 接種間隔については、地域の感染状況、クラスターの発生状況、ワクチンの残余の状況等を踏まえ、市町村が判断した場合には、6か月後から接種した場合であっても予防接種法に基づく接種として取り扱うこととするが、これは原則概ね8か月とする接種間隔を前倒ししたものでない。
- ## （2）自治体の準備
- 追加接種に使用するワクチンは2回接種完了から8か月経過した者の人数を基にお配りしており、今後も、同様の考え方で配分を行う。
 - 自治体におかれては、厚生労働省からの追加接種に係る情報を踏まえ、12月からの接種開始に向けた準備を進めていただきたい。

諸外国における新型コロナワクチンの2回目接種完了から追加接種までの接種間隔

- 2回目接種想定時期から追加接種開始(免疫不全者のみを対象にした追加接種を除く。)までの期間は、イスラエルでは約7か月、フランス、ドイツでは約8か月、米国、英国、カナダでは8か月以上となっている



1. 一回目と二回目の接種間隔を1か月として想定 2. 先行して実施が開始されている免疫不全者への追加接種を除く